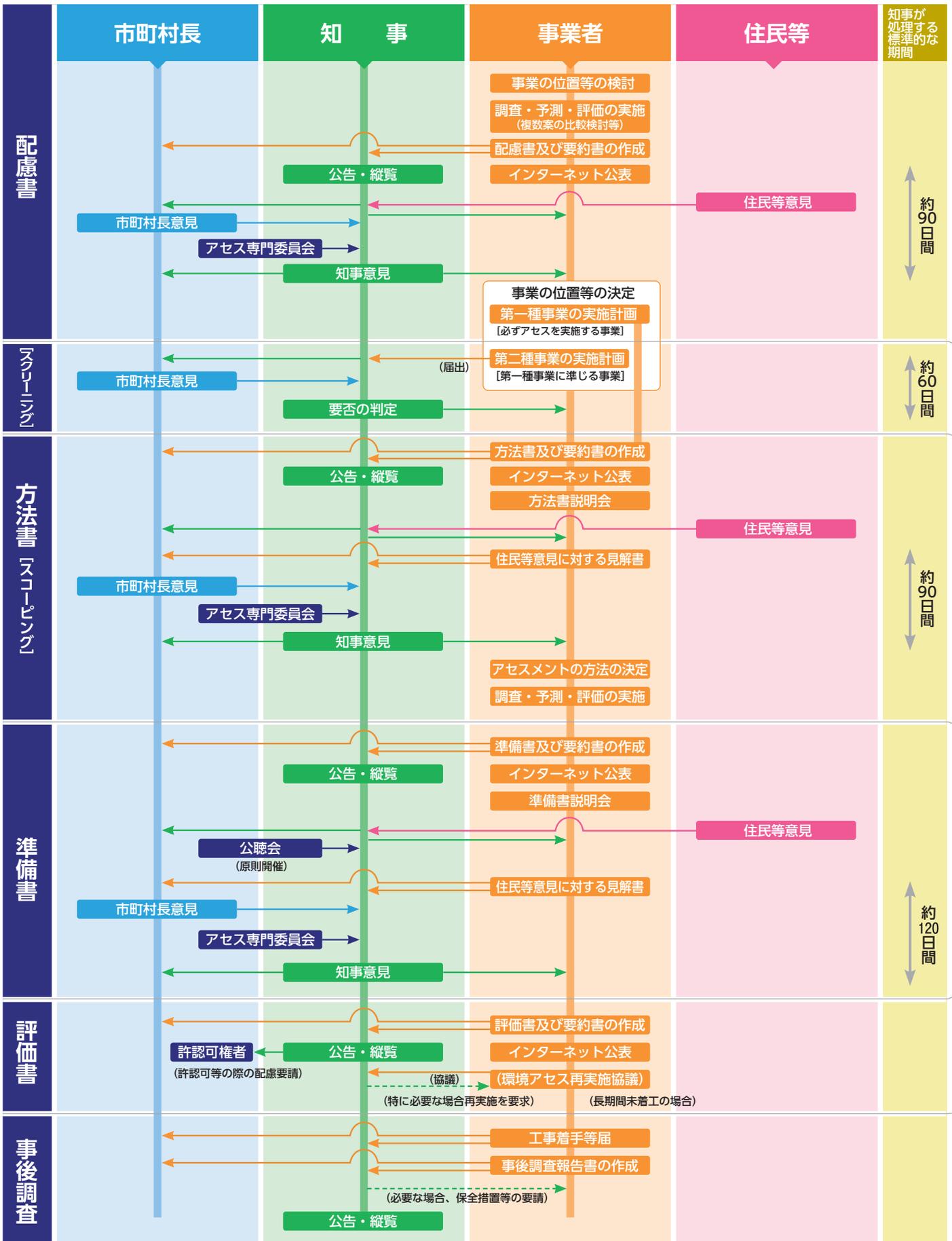


手続の流れ



配慮書

事業の位置等の検討

事業者は、事業の位置、規模等に関する複数案の検討を行います。

調査・予測・評価の実施

事業者は、環境の保全及び創造のために配慮をしなければならない事項について検討を行います。

配慮書及び要約書の作成

事業者は、調査・予測・評価の結果を配慮書としてとりまとめ、それを要約した書類（要約書）とともに、知事及び市町村長に提出します。

公告・縦覧

知事は、配慮書が作成されたことを公表（公告といいます。）し、府庁等で誰でも見られるようにします（縦覧といいます。）。

住民等意見

配慮書の内容について環境の保全及び創造の見地から意見のある方は、知事へ意見書を提出することができます。

知事意見

知事は、市町村長意見を聴くとともに、学識経験者で構成するアセス専門委員会の意見を聴くなどの検討を行い、事業者に意見を述べます。

事業の位置等の決定

事業者は、住民等意見及び知事意見を踏まえて、事業の位置等を決定します。

スクリーニング（ふるいわけ）

知事は、第一種事業に準じる規模の事業（第二種事業）について、市町村長意見を聴いて、環境アセスメントの実施の要否の判定を個別に行います。

スコーピング（項目・手法の絞り込み）

事業者は、環境アセスメント実施方法等（環境アセスメントを行う項目及び調査等の方法）を住民意見等を踏まえ決定します。

方法書

方法書及び要約書の作成

事業者は、環境アセスメント実施方法等について、方法書としてとりまとめ、知事及び市町村長に提出します。

方法書説明会

事業者は、方法書の内容について、関係住民の方に理解を深めていただくために住民説明会を開催します。

住民等意見に対する見解書

事業者は、住民等意見についての見解書を作成し、知事及び市町村長に提出します。

アセスメント方法の決定

事業者は、住民等意見及び知事意見を踏まえて、環境アセスメント実施方法等を決定します。

準備書

準備書及び要約書の作成

事業者は、調査等の結果や環境の保全及び創造のための措置等について検討した結果を準備書及び要約書としてとりまとめ、知事及び市町村長に提出します。

公聴会

知事は、公聴会を開催します。準備書の内容について環境の保全及び創造の見地から意見のある方は、公聴会において意見を述べるすることができます。

評価書

評価書及び要約書の作成

事業者は、住民等意見及び知事意見を踏まえ、準備書の内容について検討を行った上で、評価書及び要約書を作成し、知事及び市町村長に提出します。

許認可等の際の配慮要請

知事は、許認可等を行う際には評価書の内容に配慮し、又は許認可権者に対し許認可等の際に配慮するよう要請します。

事後調査

工事着手等届

事業者は、工事に着手するときは、知事及び市町村長に工事着手等届を提出の上で、評価書の内容を踏まえ、環境の保全及び創造に配慮して事業を実施するとともに、評価書に記載された内容に従い、事後調査を実施します。

事後調査報告書の作成

事業者は、事後調査の結果を事後調査報告書としてとりまとめ、知事及び市町村長に提出します。